## 各 位

## 卒業生等に関する各種証明書の発行についてお知らせ

## 岐阜県立各務原西高等学校長

卒業、転出等から一定期間を超えた者に関する以下の証明書につきましては、その作成の基となる生徒指導要録の保存年限を超過し、廃棄されているため作成できません。ご了承ください。

- ○調査書、成績証明書、単位修得証明書(各年次ごと)・・・5年
- ○単位修得証明書(在学期間中)・・・20年

## 【参考事項抜粋】

学校教育法施行規則第28条

学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

- 一 学校に関係のある法令
- 二 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬 剤師執務記録簿及び学校日誌
- 三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表
- 四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿
- 五 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿
- 六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型 等の教具の目録
- 七 往復文書処理簿
- 2 前項の表簿(第二十四条第二項の抄本又は写しを除く。) は、別に定めるもののほか、五年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、二十年間とする。